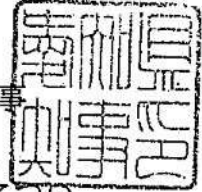




28循環第719号  
平成29年2月28日

刈谷市長 殿

愛知県知事



一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請について（照会）

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項及び法第15条第1項の規定に基づき、平成29年2月10日付けで下記の者から別添（写）のとおり申請があり、法第8条第4項及び法第15条第4項の規定に基づき、平成29年2月28日付け愛知県告示第74号で設置許可申請書及び生活環境影響調査書を縦覧に供する旨を告示しました。

つきましては、法第8条第5項及び法第15条第5項の規定に基づき、生活環境保全上の見地からの意見を照会しますので、平成29年4月14日（金）までに回答してください。

記

オオブユニティ 株式会社  
代表取締役 相木 徹

担当 環境部資源循環推進課  
産業廃棄物グループ（高崎）  
電話 052-954-6235（ダイヤル）



刈環第626号

平成29年3月31日

愛知県知事 大村秀章様

刈谷市長 竹中良則



一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請について

(回答)

平成29年2月28日付け28循環第719号で照会のありましたこのことについて、生活環境保全上の見地からの意見はありません。

連絡先 産業環境部 環境推進課 環境保全係

電話 0566-62-1017

FAX 0566-24-3481

電子メール kankyo@city.kariya.lg.jp

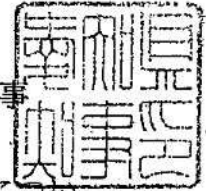




28循環第719号  
平成29年2月28日

大府市長 殿

愛知県知事



一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請について（照会）

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項及び法第15条第1項の規定に基づき、平成29年2月10日付けで下記の者から別添（写）のとおり申請があり、法第8条第4項及び法第15条第4項の規定に基づき、平成29年2月28日付け愛知県告示第74号で設置許可申請書及び生活環境影響調査書を縦覧に供する旨を告示しました。

つきましては、法第8条第5項及び法第15条第5項の規定に基づき、生活環境保全上の見地からの意見を照会しますので、平成29年4月14日（金）までに回答してください。

記

オオブユニティ 株式会社  
代表取締役 相木 徹

担 当 環境部資源循環推進課  
産業廃棄物グループ（高崎）  
電 話 052-954-6235（ダイヤル）



28大環第1074号

平成29年3月24日

愛知県知事 殿

大府市長 岡村 秀人



一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請について（回答）

平成29年2月28日付け28循環第719号にて照会のありましたことについて、意見なしで回答いたします。

連絡先 大府市市民協働部

環境課環境保全係

電話：0562-45-6223

FAX：0562-47-9996

E-mail：[kankyo@city.obu.lg.jp](mailto:kankyo@city.obu.lg.jp)

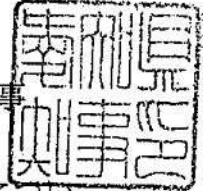




28 循環第 719 号  
平成 29 年 2 月 28 日

東 浦 町 長 殿

愛 知 県 知 事



一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請について（照会）

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項及び法第 15 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 2 月 10 日付けで下記の者から別添（写）のとおり申請があり、法第 8 条第 4 項及び法第 15 条第 4 項の規定に基づき、平成 29 年 2 月 28 日付け愛知県告示第 74 号で設置許可申請書及び生活環境影響調査書を縦覧に供する旨を告示しました。

つきましては、法第 8 条第 5 項及び法第 15 条第 5 項の規定に基づき、生活環境保全上の見地からの意見を照会しますので、平成 29 年 4 月 14 日（金）までに回答してください。

記

オオブユニティ 株式会社  
代表取締役 相木 徹

担 当 環境部資源循環推進課  
産業廃棄物グループ（高崎）  
電 話 052-954-6235（ダイヤル）



29 東環第 82 号  
平成 29 年 4 月 11 日

愛 知 県 知 事 殿

東浦町長 神 谷 明 彦



一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請について(回答)  
平成 29 年 2 月 28 日付け 28 循環第 719 号で照会のありましたこのこと  
については、生活環境の保全上の見地から意見はありません。

担 当 東浦町生活経済部環境課環境保全係 水野  
TEL 0562-83-3111 (内線 282)  
FAX 0562-83-9756  
メール [kankyo@town.aichi-higashiura.lg.jp](mailto:kankyo@town.aichi-higashiura.lg.jp)

